

＜タイ税務・会計情報＞

2010年に対する財務書類の作成規定

2009年2月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地コンサルティング会社Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.に作成委託し、2009年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜タイ税務・会計情報＞

2010年に対する財務書類の作成規定

2009年1月30日に商務省は2010年に対する財務書類の作成規定を発表した。2010年の会計年度の合名会社 (Partnership)、株式会社 (Limited Company)、公社 (Public Company)、海外で設立された法人 (例えば、駐在事務所)、および合弁会社は、タイの会計法に基づき、財務諸表を作成の必要があり、以下の規定が実施されたのである。

形式・ 作成対象者	貸借 対照 表	損益 計算 書	株主資本等変動 計算書または社員 資本等変動計算 書または利益処分 計算書・損失処 理計算書	キャッ シュ・ フロー 計算書	連結財務 諸表	個別 注記表	前年度比較 財務諸表
形式1・合名会社	✓	✓	—	—	—	✓	—
形式2・株式会社	✓	✓	✓	—	—	✓	✓
形式3・公社	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
形式4・海外で設立 された法人	✓	✓	✓	—	—	✓	✓
形式5・合弁会社	✓	✓	✓	—	—	✓	✓

上記に基づき、2010年の会計年度は各会社もそれぞれの財務書類を作成する必要があるのである。

(報告書作成委託先現地コンサルティング会社：Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.)